

事 務 所 便 り NO 86号

「改正育児・介護休業法」が全面施行

◆100人以下の事業主にも適用

男女ともに仕事と家庭が両立できる働き方の実現を目指し、2009年に「育児・介護休業法」が改正されました。

これまで、従業員100人以下の事業主には、下記の制度の適用が猶予されていましたが、7月1日よりすべての事業主に適用されますので、注意が必要です。

◆短時間勤務制度（所定労働時間の短縮措置）

- (1) 事業主は、3歳に満たない子を養育する社員について、本人が希望すれば利用することのできる「短時間勤務制度」を設けなければなりません。
- (2) 「短時間勤務制度」は、就業規則に規定しているなど制度化されている必要があります、運用されているだけでは不十分です。
- (3) 「短時間勤務制度」は、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含めなければなりません。なお、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務を選択することができる制度を設けたうえで、その他、例えば1日の所定労働時間を7時間や5時間とする措置や、隔日勤務で所定労働日数を短縮する措置などを併せて設けることも可能です。

◆所定外労働の制限

- (1) 3歳に満たない子を養育する社員が申し出た場合、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合、事業主は従業員の請求を拒むことができます。
- (2) 所定外労働の制限の申出は、1回につき、1カ

月以上1年以内の期間について、開始予定日と終了予定日等を明らかにして、開始予定日までの1カ月前までに事業主に申し出る必要があります。また、この申出は何回でもすることができます。

◆介護休暇について

要介護状態（負傷・疾病または身体上・精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたって常時介護を必要とする状態）にある家族の介護や世話をを行う社員は、事業主に申し出ることによって、介護する家族が1人ならば年に5日、2人以上ならば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。

◆近づく全面施行を前に

いずれの制度についても、新たに対象となる事業主はあらかじめ制度を導入したうえで、就業規則などに記載し、従業員に周知する必要があります。

また、適用除外とできる社員の要件などにも注意が必要です。全面施行が近づいていますので、早急に導入に向けた準備が必要です。

『「競業他社への転職禁止」の契約は無効』

◆非常に大きなインパクト

今年1月上旬、外資系の大手生命保険会社が同社の執行役員と交わした契約条項（退職後2年以内に競合他社に就業するのを禁止し、違反した場合は退職金を支給しない）の有効性が争われた訴訟の判決がありました。

この判決内容は非常にインパクトのあるものであり、新聞紙上等でも大きく報道されました。

◆退職金 3,000 万円の支払いを命じる

東京地裁は、次のように判断し、元執行役員男性の請求通りに、会社に対して退職金（約 3,000 万）の支払いを命じました。

- （1）「情報の流出を防ぐ目的で競合他社へ転職を禁じるのは過大」
- （2）「職業選択の自由を不当に害している」
- （3）「契約条項は公序良俗に反して無効」

原告側弁護士によれば、外資系企業では上記のような条項を交わすケースが多く、「名ばかり管理職とされる執行役員の転職を安易に禁じることに警鐘を鳴らす判断」としています。

◆判断のポイントとは？

一般的に、上記のような「競業他社への転職禁止」の契約は、優秀な人材とノウハウの流出防止を目的に締結されます。

過去にも、競合他社への転職について争われた裁判例があります。それらの判断のポイントは、次の通りとされています。

- （1）競業他社への転職を希望する者の会社内での地位が高ければ高いほど、転職が認められない（競業禁止義務を負う）傾向にある。
- （2）転職先の競業会社の内容・場所も考慮されており、それらが近ければ近いほど転職が認められない（競業禁止義務を負う）傾向にある。

競業他社への転職禁止に関する契約を従業員と締結する場合、上記のことを考慮すべきだと言えるでしょう。

新入社員の意識を探る調査の結果

◆入社後半年の意識は？

日本生産性本部は、2011 年度の新入社員に対し、入社半年後の意識をたずねた調査の結果を発表しました（今年 1 月 11 日）。

◆7割以上の男性が「育休を取得したい」

今回の調査から新設された「子どもが生まれたときには、育児休業を取得したい」とする質問に「そう思う」

と回答した割合は、男性で 72.8%、女性で 95.8%、全体で 79.9%でした。

◆「若いうちはフリーターでも良い」が増加

「若いうちならフリーアルバイターの生活を送るのも悪くない」とする設問に「そう思う」との回答は、2004 年以来ほぼ減少傾向にありましたが、前年比 11.3 ポイント増加して 35.9%になりました。

◆転職に関する意識は？

「条件の良い会社があれば、さっさと移るほうが得だ」に対し、「そう思う」とする回答が前年の秋の調査より 12.4 ポイント増加して 40.7%となりました。

また、転職に関して自身の考えを選択する 4 者択一の設問では、「転職しないにこしたことはない」と回答する割合は 28.5%で、同調査より 2.7 ポイント増加しました。

24年3月の税務と労働の手続き

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

15日

- 個人の青色申告の承認申請書の提出
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告
- 個人事業税の申告
- 所得税の確定申告書の提出
- 確定申告税額の延期の届出書の提出

31日

- 健保・厚年保険料の納付

～当事務所よりお知らせ～

1. 労働局より「雇用保険被保険者数通知ハガキ」が事業所宛に送付されています。漏れがないか、加入者人数を確認してください。
2. 24年3月分より協会健康保険の保険料額（率）が改訂されますのでご注意ください。